

議案第 1 2 号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 1 6 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年宇治市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「 を

- 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - (2) 共同住宅及び寄宿舍（A地区の項制限の欄第1号の病院に勤務する医師及び看護師の居住の用に供するものに限る。）
 - (3) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋
 - (4) 前3号の建築物に附属するもの

「 に

- 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院
 - (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - (4) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋
 - (5) 前各号の建築物に附属するもの

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

宇治都市計画地区計画（石橋地区）の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。